

隠岐の島町雇用対策協議会規約

令和元年5月20日制定

第1章 総則

第1条 本会は、隠岐の島町雇用対策協議会と称する。

第2条 本会の事務局は、隠岐の島町役場雇用対策担当課内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、松江公共職業安定所隠岐の島出張所及び島根県隠岐支庁と緊密な連携のもとに、雇用に関する諸対策の推進に努めるとともに、地域内労務対策の強化促進を図ることによって、地域内産業の振興・発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 職業安定施策の適正な運営に関する事項
- (2) 労務の確保対策並びに職場適応対策に関する事項
- (3) 雇用の管理に関する事項
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事項

第3章 構成

第5条 本会は、隠岐の島町（以下「町」という。）並びに町内の教育機関、関係機関、民間企業等をもって構成する。

第6条 会員の加入については、会長に加入届を提出し、承認を受けるものとする。

第4章 役員及び幹事

第7条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
理事	若干名
監事	2名

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統轄するとともに諸会議を統率する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、本会の目的達成のために必要な事業の計画を立案し、その推進にあたる。

4 監事は、会計を監査する。

第9条 役員は、総会において選出する。

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、速やかに補充し、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第11条 本会に幹事をおき、会長がこれを任命する。

第12条 幹事は、役員の名を受けて会務の処理にあたる。

第5章 参与

第13条 本会に、参与を置くことができる。

第14条 参与は、諸会議に参画して意見を述べることができる。

第15条 参与は、本会の運営と特に密接な関係にある行政機関の中から、役員会の審議を経て会長がこれを委嘱する。

第6章 会議

第16条 本会に次の会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 幹事会

第17条 総会は、毎年1回以上会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 役員の選出
- (2) 事業計画の決定
- (3) 予算の議決及び決算の承認
- (4) 規約の改正
- (5) その他特に必要な事項

第18条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に附議すべき事項
- (2) 総会運営の基本的事項
- (3) 参与の委嘱の承認
- (4) その他会長が必要と認める事項

第19条 総会及び役員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

ただし、委任状によるときは出席とみなすことができる。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第20条 幹事会は、必要に応じて会長が構成員の中から関係者を指定して招集し、次の事項を協議する。

- (1) 総会で議決された事項の処理
- (2) 役員会で決定された事項の処理
- (3) その他緊急に処理すべき事項

第7章 会計

第21条 本会の経費は、町及び関係機関、民間企業等からの会費、他団体からの助成金、その他寄付金をもってこれにあてる。

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、本会の設立初年度は、総会の日から最初の3月31日までとする。

第8章 委任

第23条 前条までに定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和元年5月20日から施行する。